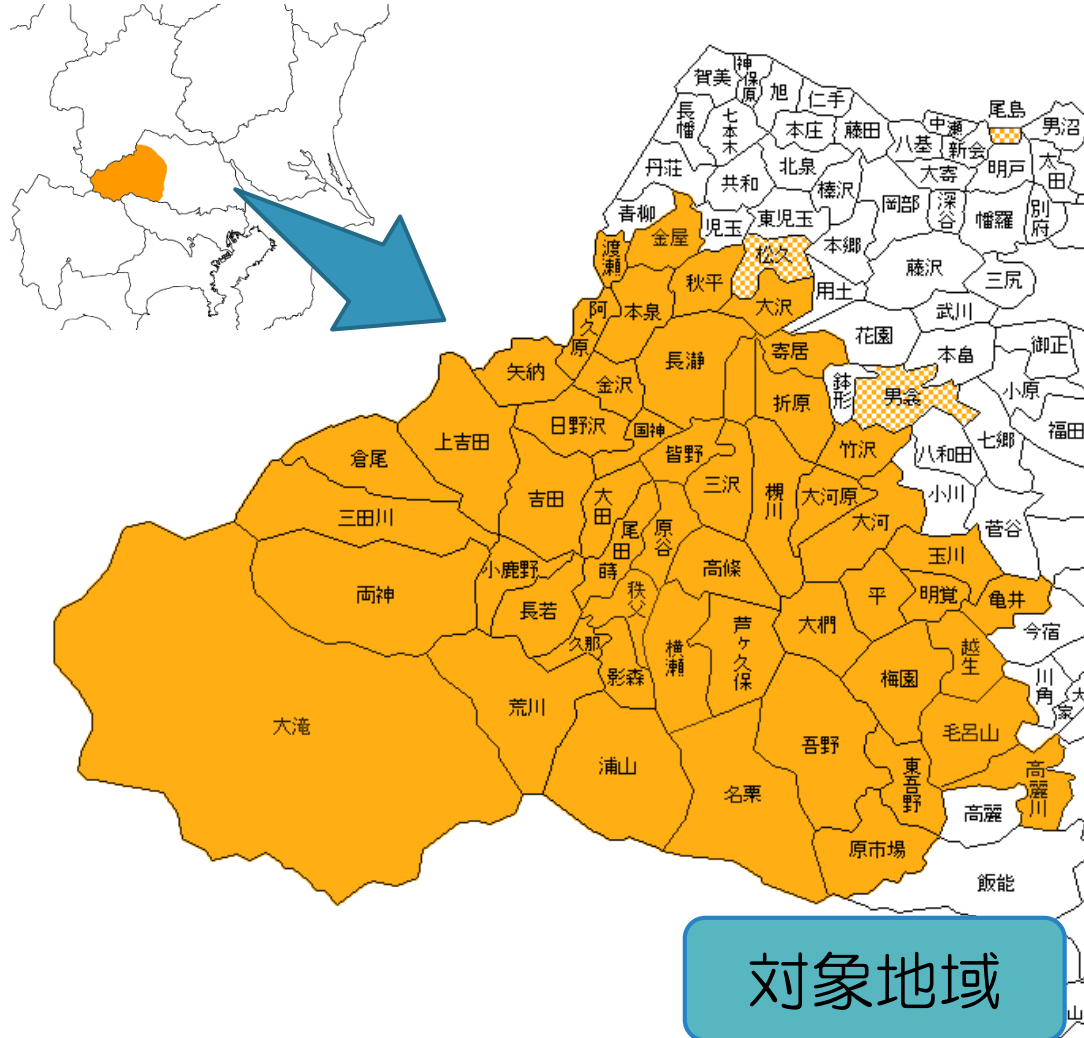


【資料3】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度とは



- 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法8法のうち埼玉県に該当する3法)
- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- 3法（特定農山村法等）に指定された地域に地理的に接する地域
(=知事特認地域)

18市町村54地域が対象



傾斜等の基準（田：1/100以上、畑：8°以上）を満たす1ha以上の農地

中山間地域等直接支払制度とは

集落協定に定める活動内容

<p>1 農業生産活動を継続するための活動（必須）</p> <p>① 農業生産活動等</p> <ul style="list-style-type: none">耕作放棄地の発生防止活動（法面の管理、草刈り等）水路、農道等の管理活動 <p>② 多面的機能を増進する活動</p> <ul style="list-style-type: none">周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等	<p>基礎単価 (8割) ※必須</p>
<p>2 協定農用地の将来像を描く集落戦略の作成</p> <ul style="list-style-type: none">協定農用地の現状、将来像、対策等について、地図を作成しながら協定参加者で話し合う集落戦略を作成し、市町村へ提出集落戦略を基にした活動を実施	<p>体制整備 単価 (+2割)</p>

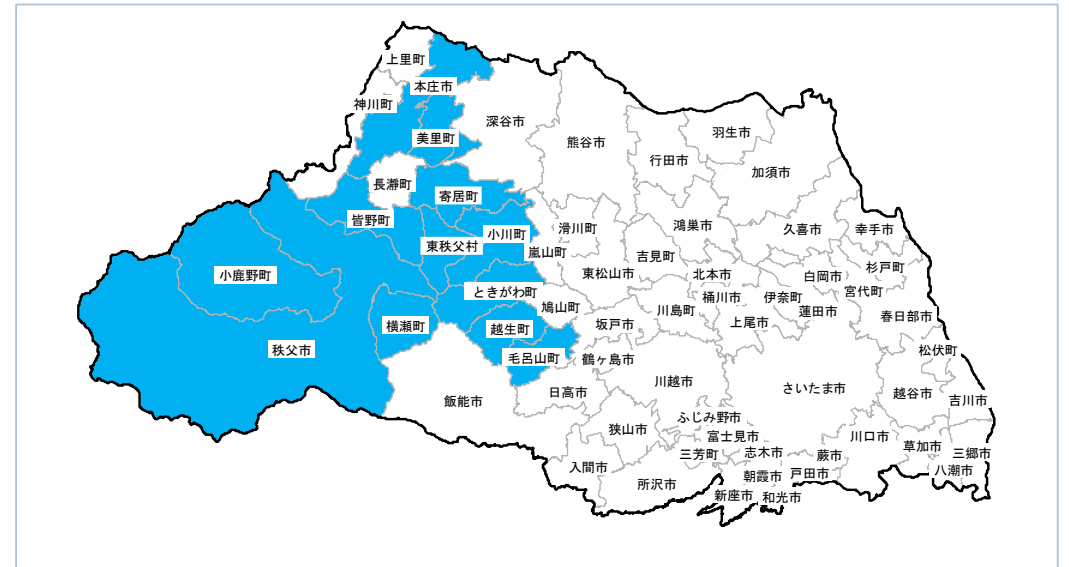
令和3年度の実施状況

○ 取組市町村 12市町村、取組協定数 51協定、取組面積 316ha、交付金額 27,894千円

市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移

	H29	H30	R1	R2	R3 (見込み)
実施市町村数	13	13	13	12	12
協定数	62	62	62	50	51
協定面積(ha)	347	347	347	310	316
交付金額(千円)	30,886	30,866	31,117	27,646	27,894

令和3年度事業実施市町村



協定数の増加について

秩父市荒川地区で1協定が新規に締結された。

面積の増加について

秩父市で1協定が新規に締結。小鹿野町で既存協定で面積が増加。

※対象になりうる18市町村のうち12市町村で実施

超急傾斜地でのゆずの栽培

おがの

埼玉県秩父郡小鹿野町



(動画)

ゆずのPRの様子



過疎地域の追加について

過疎法に基づく過疎地域に4地域が追加される見込み
(令和4年4月1日公示見込み)

1. 県内の過疎地域指定状況

R3時点指定地域	R4.4.1追加指定見込み
<ul style="list-style-type: none">秩父市（旧吉田町の区域、旧大滝村の区域）小鹿野町（全域）東秩父村（全域）神川町（旧神泉村の区域）	<ul style="list-style-type: none">秩父市（旧荒川村の区域）ときがわ町（全域）皆野町（全域）長瀬町（全域）

2. 過疎地域に追加される区域の直接支払対象状況（現行）

区域	指定区分	直接支払実施状況
秩父市（旧荒川村の区域）	法指定（特定農山村）	実施中
ときがわ町	法指定（特定農山村、振興山村）＋特認地域	実施中
皆野町	法指定（特定農山村、振興山村）＋特認地域	実施中
長瀬町	特認地域	未実施

特認基準に基づく指定地域の一部変更について①

特認基準とは

国が定める通常基準のほか、地域の実情に応じて都道府県知事が特別に中山間直接支払制度の対象地域として指定できる地域。

埼玉県の知事特認基準

※国ガイドラインと同基準

- ① 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
- ② 特定農山村法、山村振興法及び過疎法の指定区域に地理的に接する農用地（旧市町村単位）

特認基準に基づく指定地域の一部変更について②

【現行】

1 山間農業地域及び中間農業地域

市町村名	特認該当地域
飯能市	吾野、東吾野、原市場
小川町	竹沢、大河、男衾村の一部
ときがわ町	玉川
鳩山町	亀井
秩父市	尾田蒔、久那、高篠、大田、影森
皆野町	国神
長瀬町	(全域)
本庄市	秋平、松久村の一部
神川町	渡瀬
美里町	大沢
寄居町	折原
深谷市	尾島町の一部
12市町	21地域

2 3法指定区域に地理的に接する農用地（旧市町村単位）

市町村名	特認該当地域
毛呂山町	毛呂山
越生町	越生
秩父市	原谷、秩父
皆野町	皆野
本庄市	金屋
寄居町	寄居
6市町	7地域

【変更後】

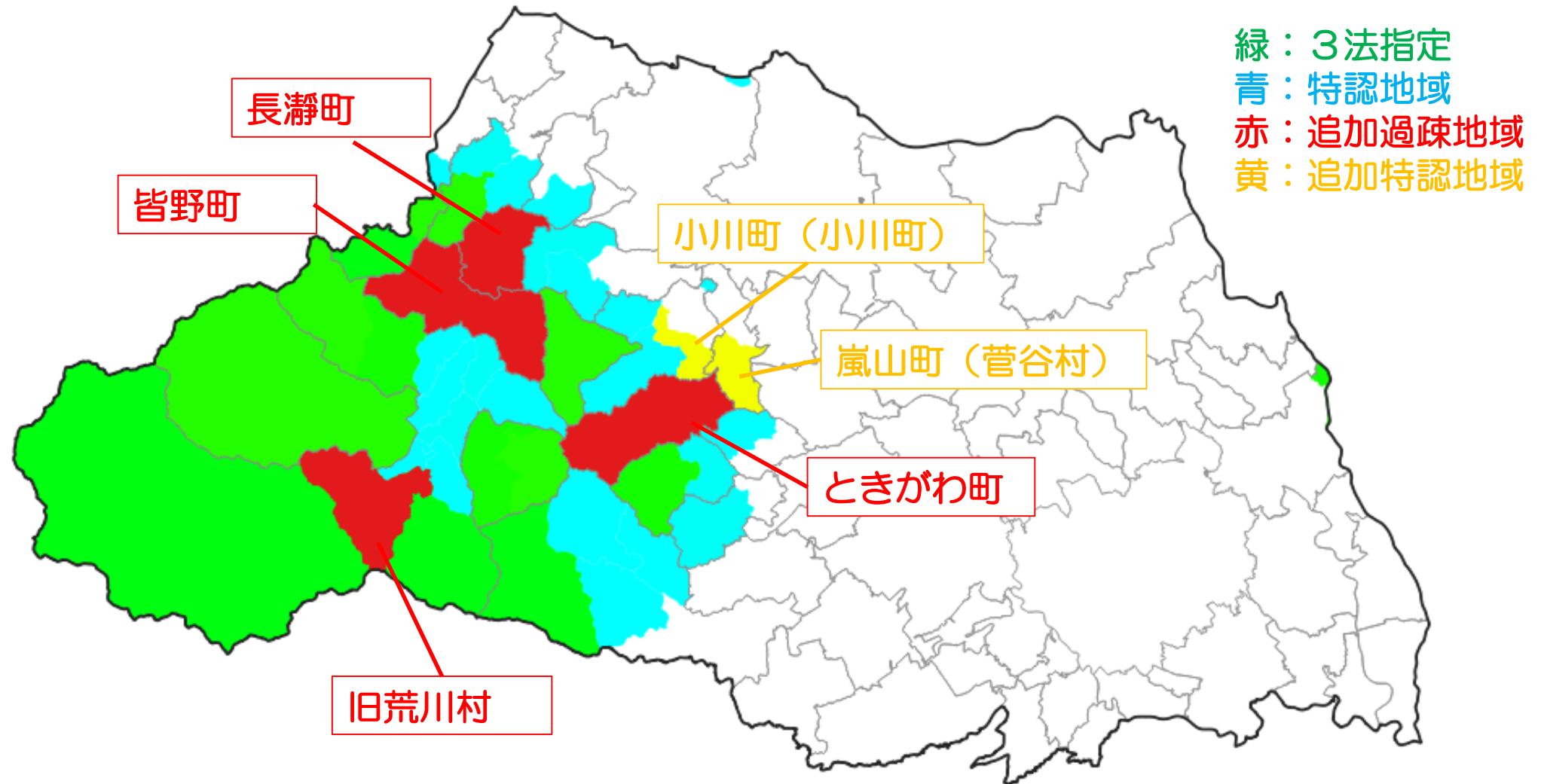
1 山間農業地域及び中間農業地域

市町村名	特認該当地域
飯能市	吾野、東吾野、原市場
小川町	竹沢、大河、男衾村の一部
	※過疎地域指定のため削除
鳩山町	亀井
秩父市	尾田蒔、久那、高篠、大田、影森
	※過疎地域指定のため削除
	※過疎地域指定のため削除
本庄市	秋平、松久村の一部
神川町	渡瀬
美里町	大沢
寄居町	折原
深谷市	尾島町の一部
9市町	18地域

2 3法指定区域に地理的に接する農用地（旧市町村単位）

市町村名	特認該当地域
毛呂山町	毛呂山
越生町	越生
秩父市	原谷、秩父
	※過疎地域指定のため削除
本庄市	金屋
寄居町	寄居
嵐山町	菅谷 ※追加指定
小川町	小川 ※追加指定
7市町	8地域

特認地域変更後の中山間直接支払対象地域



中山間地域等直接支払事業 令和3年度事業評価及び令和4年度事業の計画

総合評価： A・・・順調 B・・・要改善 C・・・コロナ禍の影響等で事業内容を変更して実施したもの

令和3年度事業実績	県としての事業評価		事業評価を踏まえての 令和4年度の事業展開の考え方
<p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落単位で農用地を維持・管理していくために共同活動を行う集落等に対して助成を行うとともに、事業推進のための指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・取組市町村数 12市町村(前年度と同数)・協定数 51協定(前年度に対し1協定増)・協定面積 316ha(前年度に対し5ha増)・交付金額 27,894千円(前年度に対し248千円増)	総合評価	A	<p>令和3年度実績の協定数51協定、協定面積316haを維持するとともに、第5期対策から新たに導入された「集落戦略」作成の推進を引き続き図っていく。</p>



令和4年度の計画

- ・取組市町村数 12市町村
- ・協定数 51協定(前年度と同数)
- ・協定面積 316ha(前年度と同面積)
- ・集落戦略の作成を引き続き推進する。

令和3年度中山間地域等直接支払制度

その他

評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取組の評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価（令和4年度）及び最終評価（令和6年度）」を審議していただく予定。

